



桃山学院大学  
St. Andrew's University

〒594-1198  
大阪府和泉市まなび野1-1  
TEL. 0725-54-3131  
FAX. 0725-54-3203  
<http://www.andrew.ac.jp/>

2015年12月8日

報道関係各社 御中

## 桃山学院大学で学生による日本酒の試飲イベントを開催

桃山学院大学（大阪府和泉市まなび野1-1）では、飲酒マナーが学べ、学生と教職員が交流する場として、「St. Andrew's Bar」と称し、学内において不定期にバーをオープンしています。2006年に制定した【飲酒マナー宣言】※にもとづき、本学学生（学生証の提示、20歳以上のみ飲酒可）、大学教職員が利用可能です。

今回「St. Andrew's Bar」において、本学経済学部の学生が「大学生による日本酒文化のプロモーション活動」として下記のとおり日本酒試飲イベントを実施いたします。試飲用の日本酒は、鳥取県関西本部さま、奈良県酒造組合連合さま、日本盛株式会社さま、和歌山県酒造組合連合会さまにご寄贈いただいた各2種ずつ8種の銘柄を提供予定です。イベントにおいて、若年層、本学留学生を中心にアンケート調査を実施し、後日、日本酒への印象データを公開予定です。

### 記

#### <日本酒試飲イベント St. Andrew's Bar 内>

日時： 2015年12月11日（金）17時30分～

場所： 桃山学院大学 聖ヨハネ館 聖ヨハネホール

実施主体： 桃山学院大学経済学部 吉弘憲介ゼミ、江川暁夫ゼミ

※一般の方のご来場はご遠慮いただいておりますので、報道関係者の方につきましては、当日会場にて取材の旨をお申し出いただければ幸いです。

また、事前にご連絡を賜りました場合、試飲用チケットを取置させていただきます。

#### 【飲酒マナー宣言】

本委員会は、飲酒に関連する依存症を含む健康問題や交通犯罪といった重大課題に、大学として適切に対処するため、また次世代成人の飲酒マナーを建設的に構築し教育するため、以下のマナーを宣言する。

1. 飲酒はあくまで個人の嗜好であることを確認する。
1. 飲酒は個人の好みや体調によってなされるものであり、いかなる強要も行わない。
1. 未成年の飲酒は、許容しない。
1. 飲酒運転を未然に確実に防止する。

2006年10月30日 学生生活委員会

※また、当日は「ベトナムウィーク “ベトナム音楽と舞踏の夕べ ”」を同時開催中です。

【お問合せ・お申込み】

- ・学長室企画広報室 担当：竹川、中森  
〒594-1198 大阪府和泉市まなび野 1-1  
TEL 0725-54-3131 FAX 0725-54-3203 /E-mail [koho09@andrew.ac.jp](mailto:koho09@andrew.ac.jp)
- ・経済学部准教授 吉弘憲介 E-mail [yoshihiro@andrew.ac.jp](mailto:yoshihiro@andrew.ac.jp)